道路占用工事標準条件書

吉川市道路課

目　　次

第１章　　総　　則 １

第２章　　施工上の注意事項 ４

第３章　　受　託　復　旧 ８

別　記９

道路占用工事標準条件書

第１章　　総　　則

（原　則）

第１条　工事は、許可の内容によるほか、この条件書に基づき施工しなければならない。

２　許可の内容又はこの条件書によりがたい事情が生じたときは、速やかに報告して指示を受けなければならない。

３　前項の指示により添付図書に変更が生じたときは、当該図書を修正して提出しなければならない。

（工期の遵守）

第２条　工事は、工期内に完了しなければならない。

（着工届の提出）

第３条　工事の施工に着手する１０日前までに、第５条の施工計画書を添えて着工を届け出なければならない。ただし、掘削面積がおおむね１００平方メートル以下である場合又は　工事の施工延長が１００メートル以下の軽易な工事にあっては、施工計画書の添付を要しない。

（工事の施工の周知）

第４条　工事の施工の前に、沿道住民に工事の内容、工期その他必要な事項を十分に周知しなければならない。

（施工計画書）

第５条　施工計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）　占用者
（２）　工事の場所
（３）　路線名
（４）　許可年月日及び許可番号
（５）　監督者の職、氏名及び連絡先（緊急時の連絡先も含む。）
（６）　施工業者
（７）　現場責任者の職、氏名、連絡先（緊急時の連絡先も含む）
（８）　工期及び工程
（９）　施工管理
(10)　安全管理
(11)　その他

（状況写真の常備）

第６条　工事の施工状況を後日確認できるように、次に掲げる写真を撮影して保管しておかなければならない。

（１） 工事着手前の現場写真
（２） 工事完了後、外部から明視できない構造物
（３） 工事完了後、確認できない重要な工程ごとの施工状況

（復旧材料の品質管理）
第７条　道路の復旧に使用する材料は、工事の進捗に合わせて手配し、常に適正な品質管理をしなければならない。

（工事現場の管理）
第８条　工事材料、機械器具等は、一般交通の妨げとならないよう常に整理し、工事の進捗に応じて、逐次、道路区域外に置かなければならない。
２　工事現場が他の工事現場と隣接する等の場合は、相互に協調して、現場管理に当たらなければならない。
３　工事の施工中において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、許可の内容又は道路使用許可による行為を除く。
（１） 道路の構造に影響を及ぼす行為
（２） 安全かつ円滑な一般交通を妨げる行為
（３） その他公衆に迷惑を及ぼす行為

（事故防止の対策）
第９条　工事施工中は、事故防止に万全を期するとともに、事故の発生に対処する必要な対策及び工事現場の保守並びに安全対策をたてておかなければならない。
２　前項の対策は、施工計画書の施工管理又は安全管理をもって代えることができる。
３　工事施工中において、危険と思われる場合においては、前項の対策にかかわらず処理するよう指示することがある。
４　安全施設については、毎日点検し、現場及びその周辺は、逐次清潔にしておくものとする。

（事故発生の対策）
第１０条　前条のほか、事故の発生するおそれがある場合又は事故が発生した場合における応急措置の方法及び事故の復旧方法を定めておかなければならない。

（工事用資材の運搬方法）
第１１条　占用者は、工事用資材の運搬方法については、吉川市土砂等及び資材運搬に関する指導要綱（平成８年吉川町告示第６３号）の規定に基づかなければならない。

（完了届の提出）
第１２条　工事が完了したときは、遅滞なく、第６条各号に掲げる写真及び出来形管理図を添えて完了届を提出しなければならない。

（検査の時期及び方法）

第１３条　検査は、完了届を出した日以後、速やかに受けなければならない。

２　工事の施工中及び施工後においても、施工の適正を確認するため検査することがある。

（手直しの指示及び再検査）

第１４条　前条の検査の結果、工事が許可の内容又はこの条件書に基づき施工されていない場合は、手直しを指示することがある。

２　前項の規定による指示を受けた場合は、速やかに当該指示に基づく施工を完了し、再検査を受けなければならない。

（完了確認書の交付）

第１５条　工事の完成は、完了確認書の交付をもって完了とする。

（工事の中止等）

第１６条　この条件書を履行せず、又は履行が不完全であると認める場合は、工事の全部又は一部の中止等の指示をすることがある。

２　前項の指示を受けたときは、当該指示に基づき、工事の中止等をしなければならない。

（関係官公署との連絡）

第１７条　工事の施工に関係する官公署及び企業者とは、常に綿密な連絡を保つよう努めなければならない。

（第３者に対する損害等の処置）

第１８条　工事及び占用物件に起因して次に掲げる事項を生じさせた場合は、自らの責任において解決しなければならない。

（１）　第３者に損害を与えた場合

（２）　第３者との間で紛争が生じた場合

２　前項各号の事項が生じたとき又は解決を図るため交渉を行ったときは、その内容を報告しなければならない。

（杭及び基準点等への影響）

第１９条　工事に影響する基準点については吉川市基準点管理要領（平成９年吉川市告示第２１号）、境界杭及び鋲については吉川市境界線管理要領（平成９年吉川市告示第２２号）の規定に基づかなければならない。

（他の占用物件の移設）

第２０条　工事により新たに他の占用物件の移設が生じた場合は、当該占用者とその措置方法を協議し、当該協議の結果を報告しなければならない。

２　当該占用物件の管理者は、前項の協議により占用物件の移設が生じた場合は、道路占用許可申請

書又は道路占用協議書を提出しなければならない。

（責任期間）

第２１条　第１５条の完了確認書の交付以降の２年間は、工事の施工に係る道路施設物の損傷については、復旧の責任義務を負わなければならない。

２　前項の規定による期間中において、工事の施工に起因する損傷の復旧を指示することがある。

（指示の履行等の義務）

第２２条　道路構造を保全し、交通の危険を防止するため、工事に関する次に掲げる事項を指示した場合は、これを履行しなければならない。

（１）　工事の施工方法等を変更すること。

（２）　工事の施工のうち道路構造に関係する書類を提出すること。

（３）　第９条第３項に基づき施設等を措置すること。

（４）　第１３条第２項に基づき検査を受けること。

（５）　第１４条第１項に基づき手直しをすること。

（６）　第２１条第２項に基づき損傷の復旧をすること。

第２章　　施工上の注意事項

（舗装の切断及び掘削）

第２３条　舗装の切断及び掘削方法は、次に掲げる方法によるものとする。

（１）　舗装の切断は、コンクリートカッターを用いて、直線かつ垂直に行うこと。

（２）　掘削により他の舗装部の浮き上がり又は亀裂を生じさせないこと。

（３）　沿道に接近して掘削する場合は、民地との出入りを妨げることのないよう措置すること。

（湧水等の処理）

第２４条　工事中に湧水又は溜り水が生じた場合は、土砂の流出又は地盤のゆるみの防止を措置しなければならない。

（杭又は矢板の撤去しない埋設の禁止）

第２５条　杭又は矢板は、撤去しない埋設をしてはならない。

（埋設物等の確認）

第２６条　工事の施工前に、再度施工区域及びその周辺の他の埋設物の種類、位置、管理者等を調査しなければならない。

２　前項に規定する調査に当たって、原則として各種埋設物の種類、位置等の確認のため、埋設物管理者の立会いを求め、埋設物管理者が保管する台帳等に基づいて試掘等を行い、目視による確認を行わなければならない。ただし、各種埋設物があらかじめ明らかである　場合は、この限りではない。

３　前項に基づき新たに他の埋設物が確認された場合又はすでに他の埋設物が確認されている場合は、事業者と十分な対策を協議し、その協議内容を報告しなければならない。

（路面覆工等）

第２７条　覆工板は、次に掲げるところにより施工しなければならない。

（１）　はね上がりばたつき、振動等をおこさないよう設置すること。

（２）　舗装路面と覆工板の接合部は、段差を生じさせないこと。

（３）　覆工板表面の滑り止め機能が低下した場合は、取替えを行うこと。

（覆工部の開口）

第２８条　覆工板は、材料等の搬入又は搬出の作業をする場合を除き、開口してはならない。

２　前項の作業をする場合は、次に掲げるところにより行わなくてはならない。

（１）　開口部の周辺に安全施設を設けること。

（２）　作業中は、専任の誘導員を配置して関係者以外の立入りを防止すること。

（３）　取り外した覆工板は、作業区域外に放置しないこと。

（４）　夜間の作業である場合は、照明設備を設置すること。

（推進工法等の施工）

第２９条　推進工法又はシールド工法による工事の施工においては､次に掲げる事項を的確に把握しておかなくてはならない。

（１）　施工状況

（２）　進捗状況

（３）　工事現場及びその附近の次に掲げる時期ごとの路面の高さ

（ア）　工事の着手前

（イ）　工事の施工中（必要に応じた複数の時）

（ウ）　工事の完了後

（軟弱地盤に対する工法）

第３０条　軟弱地盤に対し、注入工法等の施工が必要な場合は、当該工法の施工計画書を提出しなければならない。

（復旧の原則）

第３１条　復旧工事は、原則として即日で行い、道路を一般交通に開放しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、舗装の復旧を仮に施工（以下「仮復旧」という）し、その後に許可の内容による復旧（以下「本復旧」という。）を施工する場合の、仮復旧期間は、　おおむね３ヵ月から６ヵ月以内としなければならない。

３　復旧工事に使用する材料は、「埼玉県土木工事共通仕様書」（昭和４１年埼玉県制定）に定める規格に適合するものでなければならない。

（路床の使用材料及び施工方法）

第３２条　路床の使用材料は、良質な山砂、川砂及び再生砂とし、次に掲げる方法により施工しなければならない。

（１）　掘削底部からの埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに２０センチメートル以下とすること。

（２）　各層ごとの締固めは、ランマその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

（３）　締固めの際には、埋設物等を破損しないように十分注意すること。

（４）　湧水等は、これを排除しながら施工すること。

（路盤の使用材料及び施工方法）

第３３条　路盤の使用材料は、下層路盤にあっては切込砕石又は再生砕石、上層路盤にあっては粒調砕石とし、次に掲げる方法により施工しなければならない。

（１）　下層路盤の埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに２０センチメートル以下とすること。

（２）　上層路盤の埋戻しの仕上り厚は、一層ごとに１５センチメートル以下とすること。

（３）　前２号の各層の締固めは、振動ローラその他の適当な締固め機械で十分に行うこと。

（４）　前３号各号にかかわらず、現場の状況によりランマで締固めする場合は、一層の仕上り厚を１０センチメートル以下とすること。

（アスファルト乳材の使用及び施工方法）

第３４条　アスファルト乳材の使用は、プライムコート及びタックコートとし、材質については、路面の状態、施工時期等を考慮して選定するものとし、均一に散布して施工しなければならない。

（舗装の使用材料及び施工方法）

第３５条　舗装の使用材料は、加熱アスファルト混合物（以下「混合物」という。）とし、仮復旧においても次に掲げる方法で施工しなければならない。

（１）　混合物の運搬は、よく清掃したダンプトラックを使用すること。

（２）　プラントからの搬出後は、保温に十分な配慮をすること。

（３）　次の混合物は、使用しないこと。

（ア）　敷均しのときに分離が生じているもの

（イ）　敷均しのときに温度が摂氏１２０度を下回っているもの

（４）　プライムコート又はタックコートを施工した下層表面の欠損は、舗設前に修復すること。

（５）　舗設は、降雨のとき及び下層表面が湿っているときは、施工しないこと。

（６）　混合物の敷均しは、フィニッシャーにより施工する場合においては、その仕上り厚は、一層ごとに７センチメートル以下とすること。

（７）　舗設の継目及び絶縁部は十分に締固め、密着させ段差が生じないようにすること。

（仮復旧期間の現場管理）

第３６条　仮復旧期間中の現場は、次に掲げる措置を講じて適確な管理をしなければならない。

（１）　道路構造の安全を確保すること。

（２）　安全かつ円滑な交通の確保すること。

（３） 騒音又は振動の未然防止をすること。

（本復旧の施工）

第３７条　本復旧は、掘削部分又は仮復旧部分に原形復旧条件幅による部分を加えて施工しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、許可の内容にかかわらずあらかじめ、第１条第２項に基づき報告をして指示を受けなければならない。

（１） 復旧すべき部分に接近して凹凸又はひび割れが生じている場合

（２） 復旧すべき部分の施工予定幅から舗装絶縁線までの距離が１．２メートル未満となる場合

（３） 復旧すべき部分の施工予定幅から５メートル以内の距離で他の占用工事が施工されている場合

（４） 復旧すべき部分が道路を横断している場合

（道路の附属物等に該当する措置）

第３８条　工事の施工により新たに道路の附属物又は施設の移設等の必要が生じたときは、 第１条第２項に基づき指示を受けなければならない。

２　工事に起因した道路の附属物又は施設の損傷は、自らの責任において原状に復旧しなければならない。

３　前項にかかわらず、本復旧の工事を受託することとしている場合は、併せて原状に復旧する工事を受託することがある。

（路肩又は法面の復旧）

第３９条　路肩又は法面は、原状に復旧しなければならない。

（埋設物の明示）

第４０条　工事により敷設する埋設物が電線、水管、下水道管又はガス管である場合は、道路法施行規則（昭和２７年建設省令第２５号）第４条の３の２第２項及び第３項の定めるところにより、当該占用物件の名称、管理者、埋設の年その他の安全上必要な事項を、明示しなければならない。ただし、各戸に引き込むために埋設するもの及び道路法施行規則で定めるものを除く。

（工事箇所の明示）

第４１条　仮復旧及び本復旧をした箇所には、次の表に掲げる事業種別意匠による明示をしなければならない。

占用者の事業種別	意匠	備考
電気通信事業者	T	１．ペイントの色は白色とする。 ２．意匠の外円の直径は、１５㎝とする。
電気事業者	E	
水道事業者	W	
下水道事業者	D	
ガス事業者	G	

２　前項の明示は、別記「工事箇所の明示位置の基準」によらなければならない。

第３章　　受託復旧

（受託復旧の負担金の納付）

第４２条　本復旧の工事を、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第３８条第１項の規定に基づき受託した場合は、当該工事の施工に要する費用を占用者が負担金として納付しなければならない。

２　納付すべき負担金の額は、納入通知書を送付する前に通知する。

（受託復旧に係る仮復旧期間の管理）

第４３条　受託復旧に係る工事現場は、本復旧工事を着手するまでの間、管理しなければならない。

２　前項の規定により管理する場合は、第３６条の規定を準用する。

別　記

工事箇所の明示位置等の基準

１　対　象

明示は、掘削を伴う占用工事の仮復旧及び本復旧箇所のすべてについて行うこと。

ただし、電柱、電話柱、支線等に係るものを除く。

２　位　置

明示の位置は、次のとおりとする。

（１）復旧の延長が、１０ｍ未満の場合

民地寄りの起点側へ１箇所

（２）復旧の延長が、１０ｍ以上５０ｍ未満の場合

民地寄りの起点側及び終点側へ各１箇所

（３）復旧の延長が、５０ｍ以上の場合

民地寄りの起点側及び起点側から５０ｍごと並びに終点側の各箇所

３　明示は、溶融式又はペイント式舗装により行うこと。